

事業場排水と下水道

各務原市 水道部

●はじめに●

下水道は、快適な暮らしを生み、次の世代へ美しい自然を残す大きな役割を果たしています。しかし、どんな汚れた下水でも、そのまま受け入れてきれいな水にすることはできません。工場排水などの事業場排水を公共下水道へ流す場合には、法や条例により規制を受けることになります。これらの規制は、下水処理場で浄化可能なものについては、河川等へ流す場合より緩やかとなっており、一方、処理場で処理できないものや、処理場、ポンプ場、下水管などに影響を与えるものについては、きびしくなっております。このような規制について、ご理解いただき、届出や維持管理等を円滑に行なっていただくため、内容をまとめました。今後とも、本市の下水道事業の推進にご協力をお願いします。

1. 規制される事業場	2
2. 下水道への水質の排除基準	1 1
3. 下水道へ排除できない事業場排水	1 3
4. 排水の系統と採水ます	1 3
5. 届出	1 4
6. 水質の測定	2 1
7. 維持管理等	2 2
8. 事業場への立入検査	2 2
9. 排除基準違反事業場に対する措置等	2 2

1 規制される事業場

次の表（特定施設一覧表）の施設は、特定施設として規制の対象となりますので、十分にご注意ください。なお、ご不明な点等がありましたら、市の下水道課にお尋ねください。また、特定施設に該当しない施設についても、排除する水質により規制を受ける場合がありますので、次の「2 下水道への水質の排除基準」をご覧ください。

■特定施設一覧表

1. 水質汚濁防止法

1	鉱業又は水洗炭業 (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈でん施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業 (イ)豚房施設(豚房総面積 50 m ² 以上) (ロ)牛房施設(牛房総面積 200 m ² 以上) (ハ)馬房施設(馬房総面積 500 m ² 以上)
2	畜産食料品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業 (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設

14	でん粉又は化工でん粉の製造業 (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ)分離施設 (ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	種類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業 (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18の3	たばこ製造業 (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (フ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業 (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業 (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業 (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業 (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (フ)抄紙施設(抄造施設を含む。) (リ)セロハン製膜施設 (ス)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業 (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
26	無機顔料製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設

27	<p>無機化学工業製品製造業（26 以外）</p> <p>(イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>(ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>(チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>(ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業</p> <p>(イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</p> <p>(ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</p> <p>(ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設</p> <p>(ヘ)クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業</p> <p>(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p>発酵工業（5・10・13 以外）</p> <p>(イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業</p> <p>(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業</p> <p>(イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業</p> <p>(イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器</p> <p>(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</p> <p>(ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</p> <p>(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>(チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業</p> <p>(イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設</p> <p>(ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業</p> <p>(イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業</p> <p>(イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設</p>

37	<p>石油化学工業(31・32・33・34・35・36・51 以外で石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>(ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>(チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>(リ) ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>(ス) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>(ド) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>(カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>(コ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>(ク) 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業</p> <p>(イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設</p>
38 の 2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1.4—ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>
39	<p>硬化油製造業</p> <p>(イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>
41	<p>香料製造業</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設</p>
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設</p>
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>
46	<p>有機化学工業製品製造業(28～45 以外)</p> <p>(イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設</p>
47	<p>医薬品製造業</p> <p>(イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設</p> <p>(ニ) 混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。)</p> <p>(ホ) 廃ガス洗浄施設</p>

48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農業製造業の用に供する混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。)
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。)
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。) (イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸留施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業 (イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニンづけ施設 (ニ)クロム浴施設 (ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業 (イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業 (イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。)
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	砕石業 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 (イ)還元そう (ロ)電解施設(熔融塩電解施設を除く。) (ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。) (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業

	(イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。)、自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設(これらの浄水能力が 10,000 m ³ /日未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設(これ以前に該当するものを除く。)
66 の 3	旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。) (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設
66 の 4	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 6 条に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が 360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 6	飲食店(66 の 7・66 の 8 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(66 の 8 に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が 630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。)で病床数が 300 以上であるものに設置される施設 (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 2 条第 3 項に規定するものをいう。)に設置される施設(水産物に係るものに限る。) (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場(卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和 46 年政令第 221 号)第 2 条第 2 号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設(水産物に係るもの限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場

70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び71に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗淨施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 (イ)洗淨施設 (ロ)焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。) (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの (ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(これ以前に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(これ以前に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72・73を除く。)

2. ダイオキシン類対策特別措置法

1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。(ハ)において単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
15	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設

16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1から17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(18に掲げるものを除く。)

2 下水道への水質の排除基準

事業場からの排水による下水道管や処理場への障害を未然に防ぐため、排除基準が設けられております。排除基準には、直罰基準と除害施設設置基準があります。

1 直罰基準

特定施設のある事業場（以下「特定事業場」という。）から排除される下水の水質が、次表の各項目の 内の基準値を超えたとき、直ちに下水道法第 46 条の罰則が適用されることになっています。この場合の罰則は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金となっています。

2 除害施設設置基準

事業場から排除される下水の水質が、次表の各項目の 内の基準を超えるときは、除害施設を設ける必要があります。

■下水道への水質の排除基準

物質または項目		対象者		その他の事業場等	
		特定事業場			
排水量		50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	すべて	
環境項目等	温度	45 度未満	45 度未満	45 度未満	
	水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 未満	600 未満	600 未満	
	浮遊物質 (SS)	600 未満	600 未満	600 未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 以下	5 以下	5 以下
		動植物油脂類	30 以下	30 以下	30 以下
	ヨウ素消費量	220 未満	220 未満	220 未満	
	窒素含有量	240 未満	240 未満	240 未満	
	リン含有量	32 未満	32 未満	32 未満	
	フェノール類	5 以下	5 以下	5 以下	
	銅及びその化合物	3 以下	3 以下	3 以下	
	亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下	
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下	
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下	
	クロム及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下	

物質または項目		対象者		特定事業場		その他の事業場等
				50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	すべて
有害物質	排水量			50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	すべて
	カドミウム及びその化合物			0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	シアン化合物			1 以下	1 以下	1 以下
	有機りん化合物			1 以下	1 以下	1 以下
	鉛及びその化合物			0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	六価クロム化合物			0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
	ヒ素及びその化合物			0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
	アルキル水銀化合物			検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル			0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
	トリクロロエチレン			0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	テトラクロロエチレン			0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	ジクロロメタン			0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	四塩化炭素			0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン			0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン			1 以下	1 以下	1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
	1,1,1-トリクロロエタン			3 以下	3 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン			0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	1,3-ジクロロプロペン			0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
	チウラム			0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
	シマジン			0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ			0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
	ベンゼン			0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	セレン及びその化合物			0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	ホウ素及びその化合物			10 以下	10 以下	10 以下
	フッ素及びその化合物			8 以下	8 以下	8 以下
	1,4-ジオキサン			0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量			380 未満	380 未満	380 未満
	ダイオキシン類			10pg-TEQ/ℓ以下	10pg-TEQ/ℓ 以下	10pg-TEQ/ℓ 以下

単位はダイオキシン類、温度、pH、を除き、すべてmg/ℓです。

3 下水道へ排除できない事業場排水

○日最大排水量 1,000 m³以上の工場の排水は排水できません。

○著しく着色している排水（染色工場等の排水）は排水できません。

4 排水の系統と採水ます

特定施設等からの排水については、水質の測定を行っていただく必要があるため、排水の系統を生活排水から分離して採水ますを設置してください。特に有害物質を含む排水を排除（除害施設を設置）する事業場または、排水量 50 m³/日以上の特特定事業場は、市も定期的に水質検査を実施する必要があるため公道に近い敷地内に採水ますを設置してください。

5 届出

事業場等が下水道を使用しようとする場合、特定施設及び除害施設の設置者などは、次のような届出が必要となります。

1 使用開始等の届出

下水道を使用しようとする事業場等（特定事業場に限りません。）は、次に該当する場合にあらかじめ届出が必要です。

届出を要する場合	届出の内容	届出の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日最大下水量が 50 m³ 以上の場合 ・ 下水の水質が下の表に該当する場合 ・ 既に届出した内容を変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水の量 ・ 下水の水質 ・ 使用開始の時期 ・ 給排水の平面図 	公共下水道使用開始（変更）届（様式 4）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の届出の対象にならない特定施設の設置者が下水道を使用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用開始の時期 ・ 特定施設の種類 	公共下水道使用開始届（様式 5）

・ 公共下水道使用開始（変更）届が必要となる場合の下水の水質（処理前の水質）

項目または物質		数値
温度		40 度以上
水素イオン濃度		pH5.7 以下 pH8.7 以上
生物化学的酸素要求量（BOD）		300 mg/ℓ 以上
浮遊物質（SS）		300 mg/ℓ 以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/ℓ を超えるもの
	動植物油脂類	30 mg/ℓ を超えるもの
ヨウ素消費量		220 mg/ℓ 以上
窒素含有量		150 mg/ℓ 以上
リン含有量		20 mg/ℓ 以上
フェノール類		5 mg/ℓ を超えるもの
銅及びその化合物		3 mg/ℓ を超えるもの
亜鉛及びその化合物		2 mg/ℓ を超えるもの
鉄及びその化合物（溶解性）		10 mg/ℓ を超えるもの
マンガン及びその化合物（溶解性）		10 mg/ℓ を超えるもの

項目または物質	数値
クロム及びその化合物	2 mg/l を超えるもの
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l を超えるもの
シアン化合物	1 mg/l を超えるもの
有機リン化合物	1 mg/l を超えるもの
鉛及びその化合物	0.1 mg/l を超えるもの
六価クロム化合物	0.5 mg/l を超えるもの
ヒ素及びその化合物	0.1 mg/l を超えるもの
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l を超えるもの
アルキル水銀化合物	検出されるもの
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l を超えるもの
トリクロロエチレン	0.1 mg/l を超えるもの
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l を超えるもの
ジクロロメタン	0.2 mg/l を超えるもの
四塩化炭素	0.02 mg/l を超えるもの
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l を超えるもの
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l を超えるもの
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l を超えるもの
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l を超えるもの
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l を超えるもの
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l を超えるもの
チウラム	0.06 mg/l を超えるもの
シマジン	0.03 mg/l を超えるもの
チオベンカルブ	0.2 mg/l を超えるもの
ベンゼン	0.1 mg/l を超えるもの
セレン及びその化合物	0.1 mg/l を超えるもの
ホウ素及びその化合物	10 mg/l を超えるもの
フッ素及びその化合物	8 mg/l を超えるもの
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l を超えるもの
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/l 以上
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l を超えるもの

2 特定施設の届出

特定施設の設置者は、**1**の公共下水道使用開始届とは別に、次のような届出があらかじめ必要です。(温泉を利用しない旅館は除く。)

1. 事前に届出がしている場合

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
特定施設を新しく設置する場合	特定施設設置届出書	設置の 60 日以前
特定施設の設置者が次のような変更をする場合 ・ 特定施設の構造、寸法など ・ 特定施設で使用する材料など ・ 除害施設の構造、寸法など ・ 下水の量、水質、排水系統など	特定施設の構造等変更届出書	変更の 60 日以前

2. 事後に届出してもよい場合

届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
特定施設を新しく設置する場合	水質管理責任者選任(変更)届	使用の日から 14 日以内
特定施設を設置している事業者が新たに下水道を使用する場合	① 特定施設使用届出書 ② 水質管理責任者選任(変更)届	① 使用または指定の日から 30 日以内
使用している施設が、新たに特定施設に指定された場合		② 使用の日から 14 日以内
事業場等の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合	氏名変更等届出書	変更の日から 30 日以内
特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届出書	廃止の日から 30 日以内
事業場等を譲り受けるなど、届出者の地位を承継した場合	① 承継届出書 ② 水質管理責任者選任(変更)届	① 承継の日から 30 日以内
		② 承継した日から 14 日以内
水質管理責任者を変更した場合	水質管理責任者選任(変更)届	変更した日から 14 日以内

3 除害施設の届出

特定事業場以外の事業場等が、除害施設を設置あるいは構造等の変更をしようとする場合、次のような届出が必要です。

1. 事前に届出がいる場合

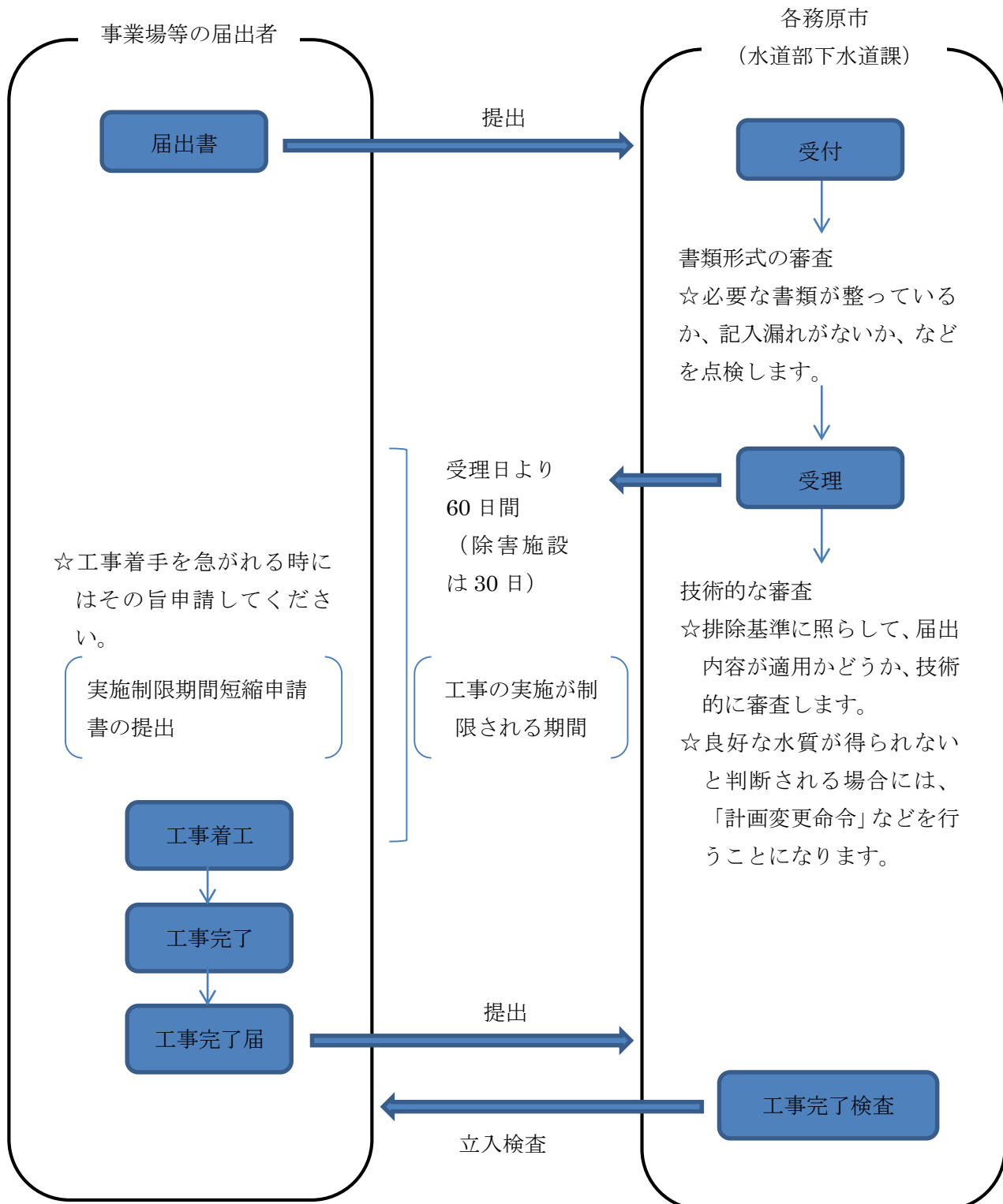
届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
除害施設を新しく設置する場合	除害施設設置計画届	設置の30日以前
除害施設の設置者が次のような変更をする場合 ・ 除害施設の構造、処理方法など ・ 下水の量及び質、用排水系統	除害施設変更届	変更の30日以前

2. 事後に届出してもよい場合

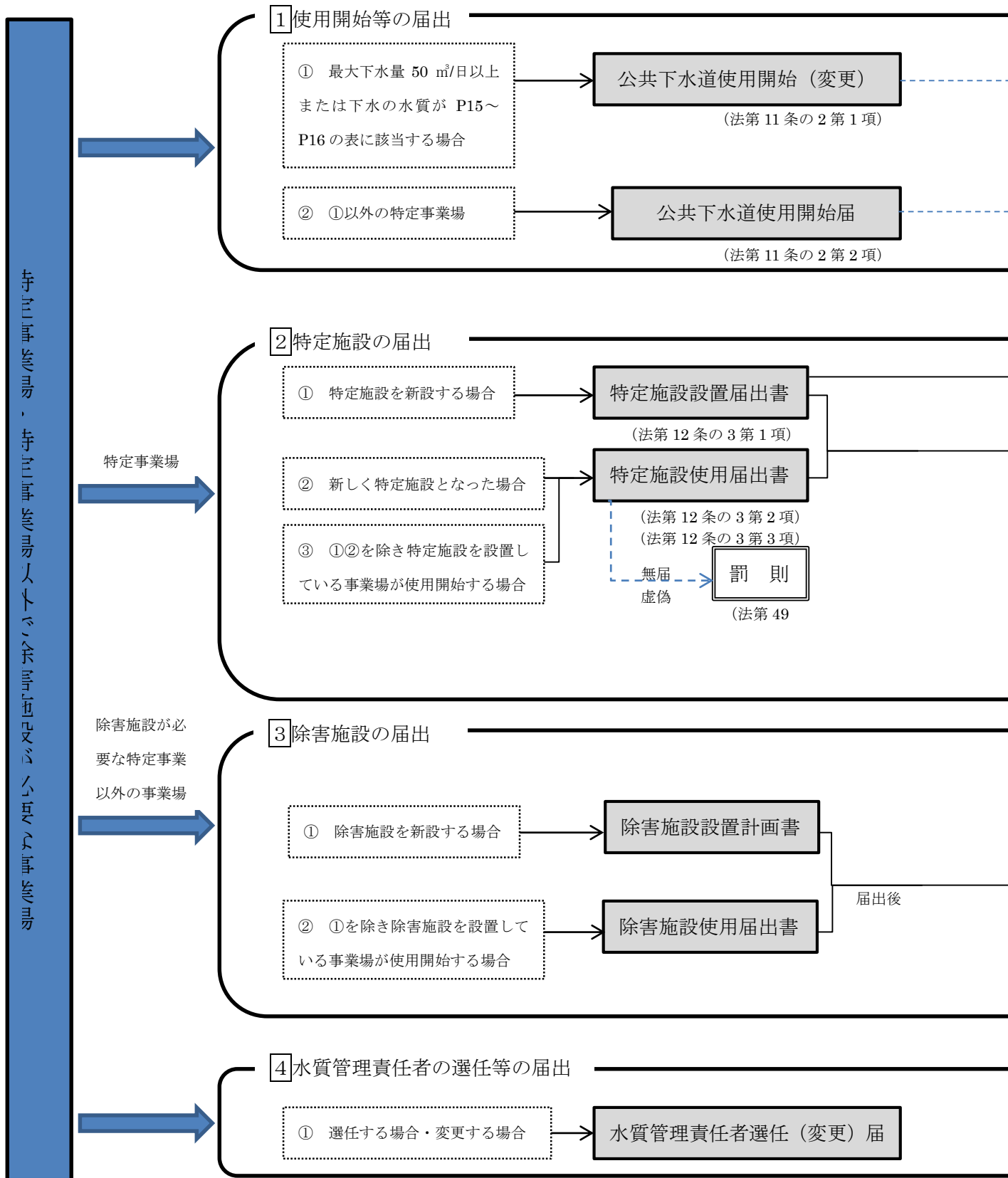
届出を要する場合	届出の種類	届出の期限
除害施設を新しく設置する場合	水質管理責任者選任（変更）届	使用の日から14日以内
除害施設を設置している事業場等が新たに下水道を使用する場合	①除害施設使用届 ②水質管理責任者選任（変更）届	①使用または指定の日から30日以内 ②使用の日から14日以内
事業場等の名称、代表者及び所在地名の変更があった場合	氏名変更等届出書	変更の日から30日以内
除害施設の使用を廃止した場合	除害施設使用廃止届	廃止の日から30日以内
事業場等を譲り受けるなど、届出者の地位を承継した場合	①除害施設承継届出書 ②水質管理責任者選任（変更）届	①承継の日から30日以内 ②承継の日から14日以内
水質管理責任者を変更した場合	水質管理責任者選任（変更）届	変更の日から14日以内

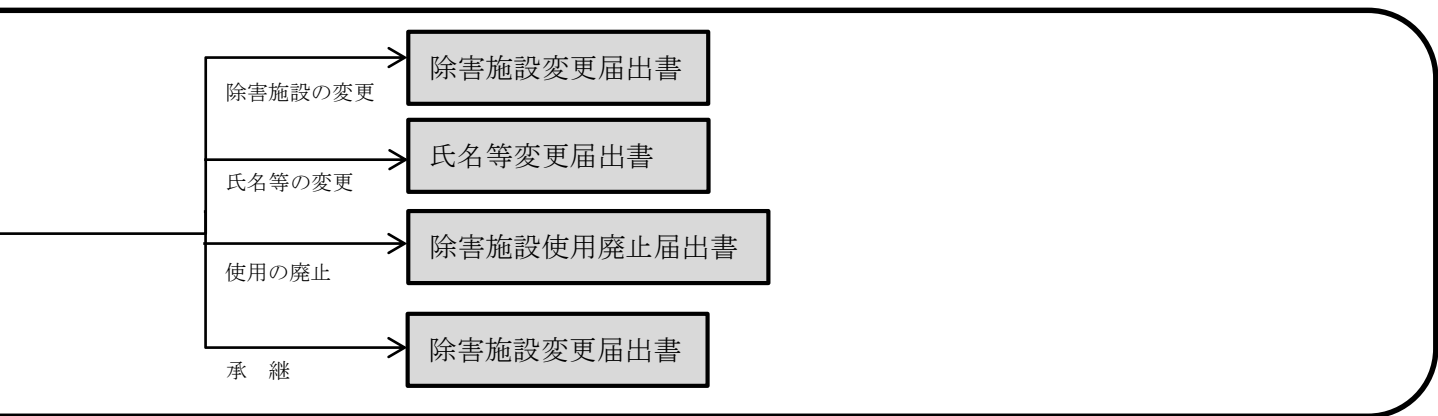
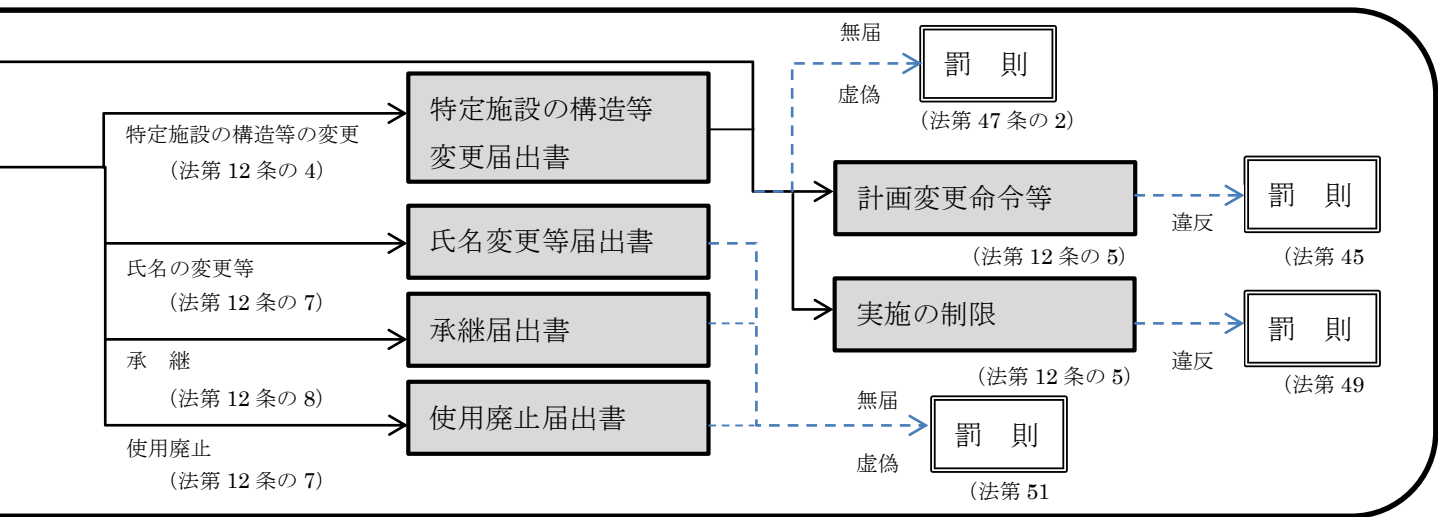
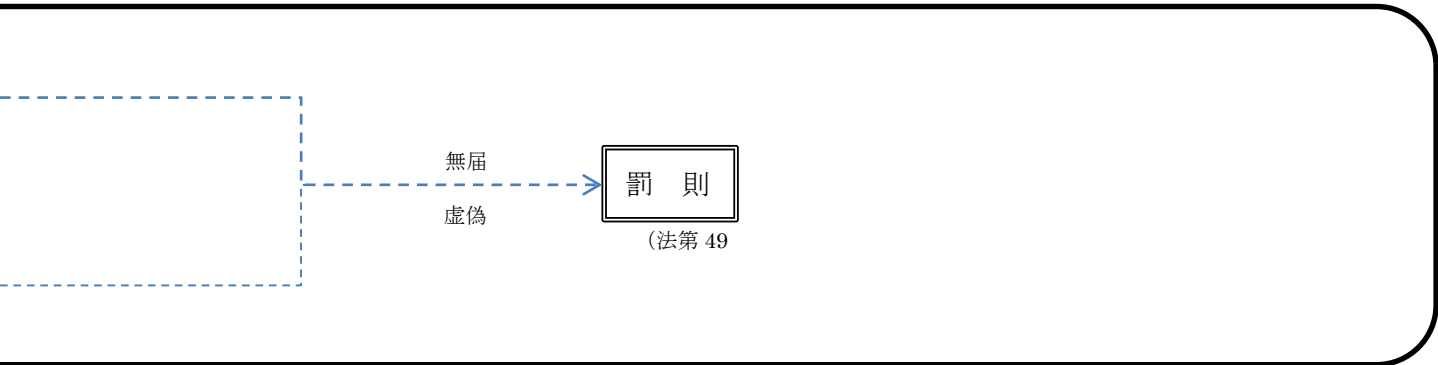
届出から工事完了までの手順

審査を受ける必要のある「特定施設設置届出書」「特定施設の構造等変更届出書」「除害施設の設置（変更）届出書」についての届出から検査までの全手順は次のようになります。



下水道法等に基づく届出と罰則





6 水質の測定

特定施設及び除害施設のある事業場で、その水質管理責任者は、市下水道条例施行規則に基づき、下水の水質を測定し、記録しておかなければなりません。

事業場の業種、規模、工程において使用する原材料・薬品の種類・使用方法等を考慮して公共下水道管理者が定め、測定等については以下のとおりです。

- 1 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令に規定する検定の方法により行ってください。
- 2 項目別の測定頻度は以下のとおりです。
 - ・ 温度又は水素イオン濃度については排水の期間中一日一回以上
 - ・ 生物化学的酸素要求量については十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上
 - ・ ダイオキシン類については一年を超えない排水の期間ごとに一回以上
 - ・ その他の測定項目については七日を超えない排水の期間ごとに一回以上
- 3 試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取してください。
- 4 測定は、公共下水道又は流域下水道への排出口ごとに、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で行ってください。
- 5 測定の結果は、水質測定記録表により記録し、その記録を五年間保存してください。

※特定事業場は上記を行ってください。それ以外の事業場は上記を基準に行ってください。

7 維持管理等

常に排除基準に適合した下水を排除していただくため、水質管理責任者が行うことが市下水道条例施行規則で次のとおり定められています。

- 1 汚水の発生施設について適正な管理を行うこと。
(使用方法、汚水発生量、水質について十分留意してください。)
- 2 汚水の処理施設、除害施設の維持管理と当該施設についての運転日報を作成すること。
- 3 排除する下水の量および水質の測定、記録すること。
- 4 汚水処理施設、除害施設から発生する汚泥の把握をすること。
(質、量、処理方法、処理業者等について十分に把握してください。)
- 5 事故、緊急時に適正な措置をとること。

8 事業場への立入検査

公共下水道管理者は、下水道へ排除される下水の水質等について検査するため、事業場へ立入ることがあります。なお、この場合、下水を採取し、検査することもありますのでご注意ください。

9 排除基準違反事業場に対する措置等

立入検査の結果、排除基準に違反または違反するおそれがあると認められる場合には、水質および施設の改善あるいは下水の排除の停止を命ずることになります。